

## 平成19年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
- 2 開催日 平成19年7月5日(木)午後2時から
- 3 開催場所 鹿沼市役所特別会議室
- 4 出席委員 委員長 田島隆雄  
委員 高橋信正  
委員 染宮守  
委員 和田尚久
- 5 審議対象期間 平成18年12月21日から平成19年5月31日
- 6 対象案件 総数 149件  
抽出案件 9件 (内訳) 指名競争入札 9件

## 議事等の概要

### 1 報告事項等

#### (1) 業種及びランク別登録業者数について

事務局 平成19・20年度業種及びランク別登録業者数について説明した。

委員 1つの業者が1つの業種について、複数のランクをもつことはあるか。

事務局 1つの業者は1つの業種について1つのランクのみである。

1つの業者が複数の業種を登録申請することはある。

#### (2) 発注状況について

事務局 平成18年12月21日から19年5月31日までの発注状況について説明した。

委員 条件付き一般競争入札が2件あるが、この案件を条件付き一般競争入札の案件にした理由、条件は何か。また、参加業者数の意味合いは。

事務局 条件付き一般競争入札は、設計から業者の決定まで通常の入札より時間がかかる等いろいろな問題点があるが、電子入札促進の意味合いも含め、郵便入札により試行的に行っている。

条件としてはランクや本社が鹿沼市、宇都宮市、日光市、西方町にあること等であった。

参加業者数は、結果的に、条件に合った業者の申し込み数である。

委員 電子入札で行う案件の基準はあるか。

事務局 平成18年度は5,000万円以上の土木工事で、Aランク業者で行った。

平成19年度は、土木・建築のAランクで概ね2,000万円以上の工事を対象に行う。土木・建築のBランクは試行的に行う予定である。

ただし、受注者側の利用者登録が進まないとい電子入札ができないので、説明会を開催し、利用者登録の促進を行っている。

平成22年度には、全体で200件を目標に拡大していく目標を持っている。

#### (3) 抽出結果報告

和田委員から抽出事案を選定した理由について報告があった。

### 2 審議事項

工事の種類ごとに説明。

#### (1) 「池ノ森小学校校舎雨漏り補修工事」について

・工事箇所 鹿沼市池ノ森

・教育委員会事務局管理課発注

- (2) 「鹿沼市立西中学校屋内運動場改築工事(建築工事)」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市日吉町
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (3) 「鹿沼市粟野地区学校給食共同調理場改修工事」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市口粟野
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (4) 「鹿沼市消防署東分署新築工事(建築工事)」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市さつき町
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (5) 「平成18年度むらづくり交付金鹿沼市堆肥化センター外構工事その2」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市油田町
  - ・ 経済部堆肥化センター発注
- (6) 「西中学校屋内運動場改築工事に伴う弓道場改築工事」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市日吉町
  - ・ 教育委員会事務局管理課発注
- (7) 「鹿沼市立石川小学校第二グラウンドトイレ・用具置場新築工事」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市上石川
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (8) 「自然の森総合公園トイレ新築工事」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市下石川
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (9) 「北押原中学校剣道場改築工事」について
  - ・ 工事箇所 鹿沼市樅山町
  - ・ 教育委員会事務局管理課発注

### 3 抽出案件についての主な質疑

委員 「池ノ森小学校校舎雨漏り補修工事」について、建築1のAランクの業者は市内に11社あるが、なぜ、その内9社を選んだのか。

事務局 2社については、鹿沼市内に営業所はあるが、本社が鹿沼市内にない業者、いわゆる準市内である。よって、本社が市内にあるAランクは9社である。

委員 準市内の営業所は、指名されることはないのか。

事務局 主に指名する順番としては、本社が鹿沼市内にある業者を第1番目に、次に、市内に委任先営業所のある業者を(準市内)を2番目に、3番目に

は県内の業者、最終的には、県外の業者を含めるという順序で行っている。

委員 「鹿沼市立西中学校屋内運動場改築工事（建築工事）」について、Aランクの業者は11社あるが、なぜ、2社が抜けてBランクから2社を含めたのか。

事務局 Aランク9社とBランク2社はいずれも市内業者であり、各々大きな工事の実績を持っている。どの業者が落札してもこの工事については対応ができるかと判断して選んだ。

委員 準市内を含めた、Aランクの業者11社で入札すべきでなかったか。準市内のAランクよりも市内のBランクを優先すべき規定があるのか。

事務局 ない。

委員 この工事については、合理的な理由で指名業者が選定された訳ではないと言えると、私は判断する。

委員 準市内は、資料では市内に区分されているが、説明によると県内企業の扱いになっているようであり、制度上の透明性に欠けるのではないかと、言う批判であろうと。

県内の扱いをするのであれば、最初から県内に区分しておくほうが良いと思う。

事務局 昔は、準市内は県内扱いでよかったこともあったが、バブル期に鹿沼市内の業者が少ない時代があり、市内に営業所のある業者について調査し、指名していくことによって後々の管理等が適切かつスムーズにできるようにするため、準市内として位置づけ現在に至っている。

今回の市内のBランク2社については、今回はBクラスであっても、過去にはAクラスとして工事の実績もあり、施工が可能であると判断し指名した。市内のBクラスよりも、準市内のAクラスを優先すべきとの考え方もあるということについて、十分調査しながら検討したい。

委員 Bランクの中からこの2社を選んだ理由はなにか。

事務局 Bランクではこの2社のみ建設業法の特定建設業の許可業者であり、国家資格である1級建築士及び施工管理士がいて技術力があるということで指名した。

委員 指名から除かれたAクラスで準市内の2社からは、なぜ除いたのかという意見はないか。また、意見があった場合はどのように対応するか。

事務局 Aクラス及び特定建設業の許可業者であるBクラス2社から指名した旨説明する。

委員 制度上の透明性に欠けると思うし、従来からのそのような運用をしてきたとしても、それが適正だということにはならない。

実際の取扱いに則した、外部から見てもわかるような形にするのも1つの方法と思う。

委員 ほかの工事においても準市内業者を同様に扱っているのか。

事務局 他に発注した土木工事についても、市内・準市内・県内・県外という区分はしているが、発注本数の多い月においては、準市内も含めて発注している。

委員 入札参加業者一覧表は市内・県内・県外の3つに分けて表示しているが、頭の中では準市内を別に区分した4つに分けているのか。

事務局 表は3つに分けてあるが、頭の中では指名の参考資料として、4つに分けている。

従来からの運用の概念で行ってきたが、そのところがわかりにくいとなれば、今後検討していくべきところかと思う。

市としては、できるだけ地元業者を優先しながらも、工事によって市内だけでは対応できないこともあり、県内からと考えたとき、鹿沼市内に営業所を持ち鹿沼市内に準ずるという意味合いで、市内業者の次には準市内の業者という順番で行っている。

委員 Aランクの工事で、準市内のAランク業者を除いて、市内のBランク業者を入れるのは要綱にはない。ランクよりも市内業者を優先しているようで、市とわれわれの優先順位の考え方の違いがある。

事務局 準市内という表現については、今後よく検討したい。

委員 「鹿沼市粟野地区学校給食共同調理場改修工事」について、Aランク16社の中から11社、Bランクの中から、かつてAランクであった比較的力のある業者を1社選んでいるということか。

事務局 夏休みの1ヶ月間で、いろいろな工種を想定しながら実施しなければならなかったため、特定建設業の許可業者である、技術力のある業者を選定した。

委員 「鹿沼市消防署東分署新築工事(建築工事)」について先に審議した「鹿沼市粟野地区学校給食共同調理場改修工事」と指名業者が同じであり、Bランクの1社が加わり、Aランクでも5社は除かれているのはなぜか。

事務局 この工事の予定価格は、1億2,427万円であり、4,500万円以上の下請けを考慮し、特定建設業の許可を持つ12社とした。Aランクの内、除いた5社は特定建設業の許可がない業者である。

委員 Bランクで特定建設業の許可を持っているのは何社あるか。

事務局 19・20年度の格付けにおいては、1社のみである。

委員 16社の内、準市内は何社あるのか。また、その準市内業者は特定建設業の許可を持っているか。

事務局 建築1では、準市内は1社であり、特定建設業の許可を持っている。

委員 「平成18年度むらづくり交付金鹿沼市堆肥化センター外構工事その2」について、Bランクを8社選んだ理由は。

事務局 油田町の工事場所に近い業者を選んだ。

委員 「西中学校屋内運動場改築工事に伴う弓道場改築工事」について、5社以上を要する工事のところ、対象業者は6社あるのにCランクを加えて9社にしたのは、辞退や棄権業者があったためか。まず、辞退と棄権についてから説明願う。

事務局 辞退とは、指名後、入札前にその会社の都合により入札に参加できない場合、辞退届けを出してもらうものであり、辞退届けも出していないのに、入札当日に入札会場に来なかった場合は棄権となる。

また、Cランクから3社を加えたのは、競争性を高めるためである。

委員 辞退や棄権が多くなり、5社を下回った場合はどうするか。

事務局 1社しか残らなかった場合は競争できないため、残った業者に新たな業者を加え、改めて入札を行う。

また、指名通知には、辞退などにより1社しか残らなかった場合は入札を中止する旨書いてある。残りが2社なら、競争できるので入札は行う。

委員 Dなどのランクの低い業者は辞退が多いか。

事務局 ランクが低いから辞退が多いというものではない。民間の工事を持っているため、積算が間に合わなかったという理由の辞退届けも出ている。

委員 「鹿沼市立石川小学校第二グラウンドトイレ・用具置場新築工事」について、辞退があり、同じ業者がその前の入札にも辞退している。辞退が続く場合は指名の際、考慮することがあるか。

事務局 辞退の理由にもよるが、辞退をしたからといって次の指名に影響することはない。

棄権の場合は、なぜ入札に来なかったのかがわからない。要綱にはないが、棄権した業者の次の指名は、よく検討して行う。

委員 入札の結果、登録業者の中でどのように落札業者が分布しているかわかる資料がほしいが作成可能か。

それだけでは判断できないが、平均して分布している場合、談合の可能性が高いと推測できる。

平成17・18年度の発注について、業種は土木1・2と建築1から4までについて、AとBランクについて、落札回数、金額、落札率等出せる範囲で、なるべく生の数字で提示願う。

事務局 次回の委員会に提示したい。

委員 電子図渡しとは何か。

事務局 金抜き設計図書をフロッピーディスクやコンパクトディスクに入れたもので、業者は2日間のうちに、契約検査課へ取りにくるものである。

委員 図渡しに来たときに、指名業者のわかる名簿は置いてないか。

事務局 置いてないので、業者は誰が指名されているのかわからない。

委員 金抜き設計図書をホームページからダウンロードは出来ないか。

事務局 電子入札で行っているが全てではない。説明会を開いて、電子入札利用者登録を促進し、電子入札の拡大を図っている。

委員 指名するのに、業者の順番はあるのか。

事務局 順番はないが、指名回数、地理的条件を加味して行う。

委員 「北押原中学校剣道場改築工事」について、12月に受注している業者でこの工事について辞退している業者がある。

辞退の理由にもよるが、手持ち工事の状況を把握して指名しているのか。

事務局 この場合、葬儀のために辞退している。技術者はいるので指名はしている。

#### 4 指名停止の運用状況について

事務局 平成18年12月27日から平成19年3月31日までの指名停止の状況について、本市に関係するものを主体に説明した。

#### 5 談合情報対応状況について

事務局 平成19年1月から6月までの談合情報対応状況について説明した。

委員 この情報にある落札予定業者を再入札にも指名しているか。

事務局 業者の入れ替えはしていないので、指名している。

委員 この工事の指名業者は10社だが、この業種のBランクの市内業者は何社あるか。また、その中から、10社を選定した基準は何か。

事務局 市内に29社ある。複数の入札がある場合、地域性などを考慮しながら選定する。

委員 このような情報は根も葉もないことなのか。

事務局 談合情報は市でもきちんと調査をしなければならない。談合はあってはならないこと。厳しく罰することも必要。また、談合情報といっても、入札妨害ということも考えられるので、きちんと調査をして対応していく必要もある。

談合の疑いがある場合、談合してないと言い切れない場合は指名替えしている。疑う要因がない場合は、誓約書を取って入札する。誓約書を取って入札をし、後で談合の事実が確認された場合は厳重な対応が必要になる。

市には調査権がない。談合情報のあった工事については、公正取引委員

会、警察へ報告している。

合わせて、談合が行われないような入札方法の改善にも努めたい。

委員 この案件は契約に至っていないのか。

事務局 低入札価格調査を経て、6月1日に契約した。

## 6 その他

事務局 12月から5月までに再苦情はない旨説明した。

事務局 次回は染宮委員が抽出委員になる旨説明した。

事務局 次回日程については、平成20年1月となるが、日時については各委員の都合を確認し決めたい。(委員長によりそのとおり決定)

要求のあった資料は次回の委員会に示す。

## 7 閉会 4時21分